

県からの連絡事項

[資料7] 岩手県ふるさと振興総合戦略の推進等に向けた取組について（政策企画部）

[資料8] 市町村における犯罪被害者等支援条例の制定について（復興防災部）

[資料9] ふるさと住民登録制度の活用を踏まえた関係人口の拡大施策について（ふるさと振興部）

[資料10] ふるさと振興部市町村課からの情報提供（ふるさと振興部）

[資料11] 市町村と県との連携による新たな若者・女性向けU・Iターン支援給付制度(案)について
（商工労働観光部）

[資料12] I L C（国際リニアコライダー）に関する最近の状況（I L C推進局）

[資料13] 令和8年度当初予算要求概要について（総務部）

【資料 7】

岩手県ふるさと振興総合戦略の
推進等に向けた取組について

政策企画部

岩手県ふるさと振興総合戦略の推進等に向けた取組について

【要旨】

市町村は、国及び**県の総合戦略を勘案**して「**市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略**」を定めるよう努めなければならない（まち・ひと・しごと創生法第10条第1項）とされていることを踏まえ、本県の取組を参考として共有するもの。

1 経緯

- 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン及び**第2期岩手県ふるさと振興総合戦略**については、**令和8年度が計画期間の終期**であることから、今後、次期プラン等の検討を進めていく必要がある。
- 検討に当たっては、**若者・女性からより一層「選ばれる岩手」**を実現するプラン等とするために、**若者や女性の参画を確保**し、当事者の視点を取り入れることが重要。
- なお、国においても、「地方創生2.0基本構想」（R7.6.13閣議決定）において、地方版総合戦略の検証・見直しに当たっては、地域の若者や女性を巻き込んで議論を進めることが重要であるとしているところ。



岩手県総合計画審議会に「**若者・女性部会**」を設置し、若者や女性の視点から**本県の現状や課題、今後の取組の基本的な方向性**などについて御議論をいただき、次期プラン等の策定及びその推進に生かしていく。

基本的な考え方

- 「働き方」や「子育て」など、**若者や女性に「選ばれる」ためのテーマを出発点に御議論**いただき、その議論の中から、**県政全般の推進にも資する意見や視点**を見出し、**今後の政策立案に生かしていく**。
- テーマは、「いわて県民計画（2019～2028）」や国の基本構想、人口問題対策本部会議での議論等を踏まえて検討。国の次期総合戦略や人口問題対策本部会議での議論等を踏まえて、随時見直しを図るものとする。

■ 現時点の想定議題・テーマ

	議題・テーマ	着眼点等
第1回	・ 地方創生10年の成果と課題	・ これまでの取組に対する若者や女性の実感
第2回 ～ 第5回	・ 魅力ある雇用環境 ・ 地域資源の活用、高付加価値化	・ ジェンダーギャップの解消 ・ 可処分所得の向上
	・ 結婚、妊娠・出産、子育て	・ 可処分所得・時間の向上
	・ 個人の挑戦を後押しする地域 ・ 社会の変化に適応する地域づくり	・ 若者女性のエンパワーメント ・ 人口減少社会への適応化
	・ 移住定住、関係人口の拡大	・ 関係人口に着目した新たな地方創生

- ※ 部会は公開で開催する。また、各回の議事要旨等を公表する。
- ※ 令和8年夏頃までを目途に上記議題等について御議論をいただく。
- ※ 第6回以降については、御議論の状況等を踏まえて今後検討する。

3 「若者・女性部会」の委員

【委員（敬称略）】

	分野等	主な所属団体等	氏名	県外在住
1	(第23期総合計画審議会委員)	ジョブカフェいわて	牛崎 志緒	
2	就職前の若者	地域志向型インターンシップネットワークinいわて	西條 匡杜	○
3	地域づくり	一般社団法人いわて圏	佐藤 柁平	
4	地域資源の活用	manordaいわて株式会社	山影 峻矢	
5	ジェンダーギャップの解消	岩手県男女共同参画センター	山屋 理恵	
6	移住定住、関係人口	一般社団法人いわて地域おこし協力隊ネットワーク	櫻井 陽	
7	県外の若者	岩手わかすフェス実行委員会	細川 瑠杏	○
8	同	同	吉田 知世	○

【資料 8】

市町村における犯罪被害者等 支援条例の制定について

復興防災部



市町村における犯罪被害者等支援条例の制定について

【資料No.8】
令和8年1月8日
岩手県復興防災部消防安全課

犯罪被害に遭われた方やその家族等が、犯罪の種別や被害等の状況に応じたきめ細かな支援を途切れることなく受けることができるようにするために、犯罪被害者等支援条例の制定について、積極的な取組をお願いします。

- 犯罪被害者等支援に係る社会的関心の高まりもあり、全国の市町村において**犯罪被害者等支援条例の制定**が進み、全国でおよそ7割の市町村が制定済です。
- 本県では、これまでに盛岡市、紫波町、矢巾町で条例を制定し、この他の市町村でも条例制定が検討されています。
- 県では、各市町村における**条例制定の取組を支援**するため、警察、いわて被害者支援センターと合同で、各警察署が主催する「**犯罪被害者等支援ネットワーク会議**」や各市町村への**個別訪問**の機会などを通じて、条例制定に向けた**情報提供**や**意見交換**などを実施しており、各市町村におかれては、これらを活用しながら条例制定の取組をお願いします。

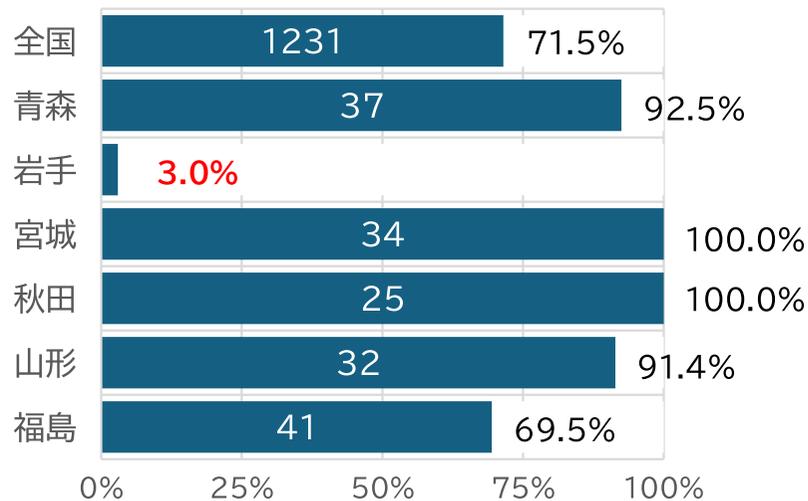
犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

第5条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の**地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務**を有する。

市区町村における条例制定の状況

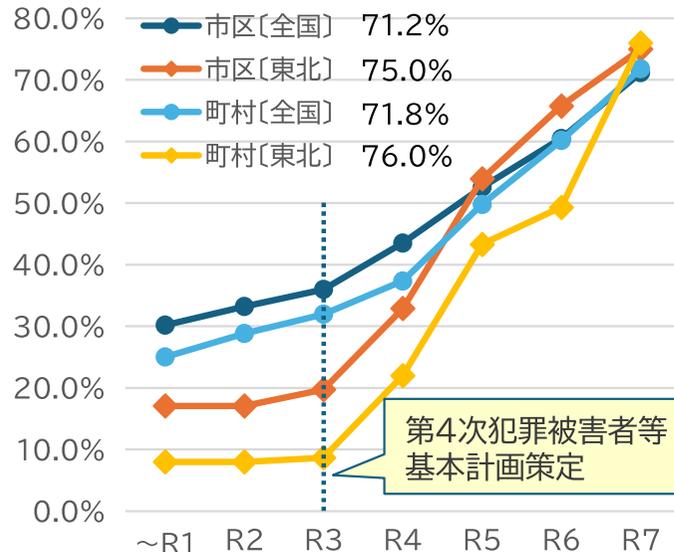
令和7年4月1日現在：警察庁調査



※グラフ内の数値は条例制定済み市区町村数

条例制定団体の推移

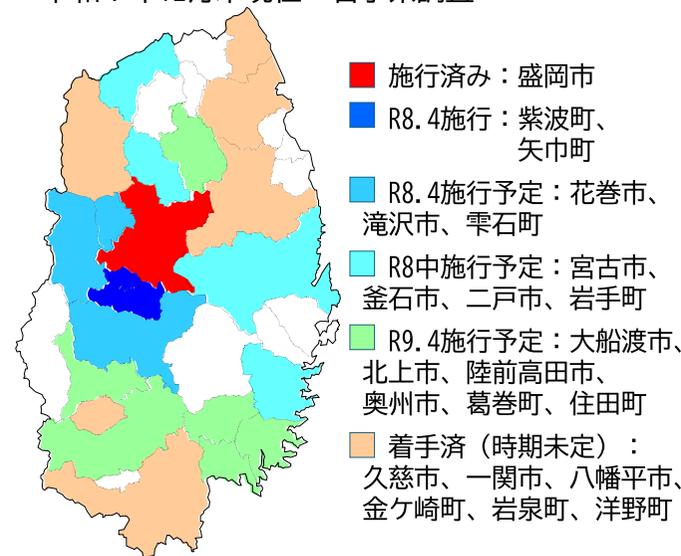
令和7年4月1日現在：警察庁調査



第4次犯罪被害者等基本計画策定

本県の状況

令和7年12月末現在：岩手県調査



(参考) 盛岡市犯罪被害者等支援条例 (令和7年3月26日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 2 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 市民等 市の区域内に居住する者、市の区域内に通勤する者及び市の区域内に通学する者をいう。
- 4 事業者 市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- 5 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- 6 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- 7 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等をいう。
- 8 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。
2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。
3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
4 犯罪被害者等の支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
2 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続等のために必要な休暇を取得しやすい環境の整備その他の犯罪被害者等の勤務環境について十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第6条 市長は、犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画 (以下「計画」という。) を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定、変更等に当たっては、盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、市民等及び事業者が二次被害及び再被害を生じさせることのないように、関係機関等と協力して、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(教育活動の支援)

第11条 市は、学校、家庭及び地域社会において行われる犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための教育活動を支援するものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。(協議会)

第13条 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市犯罪被害者等支援推進協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 1 計画に関する意見に関すること。
- 2 犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関する意見及び評価に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

第14条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第16条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【資料 9】

ふるさと住民登録制度の活用を踏まえた
関係人口の拡大施策について

ふるさと振興部

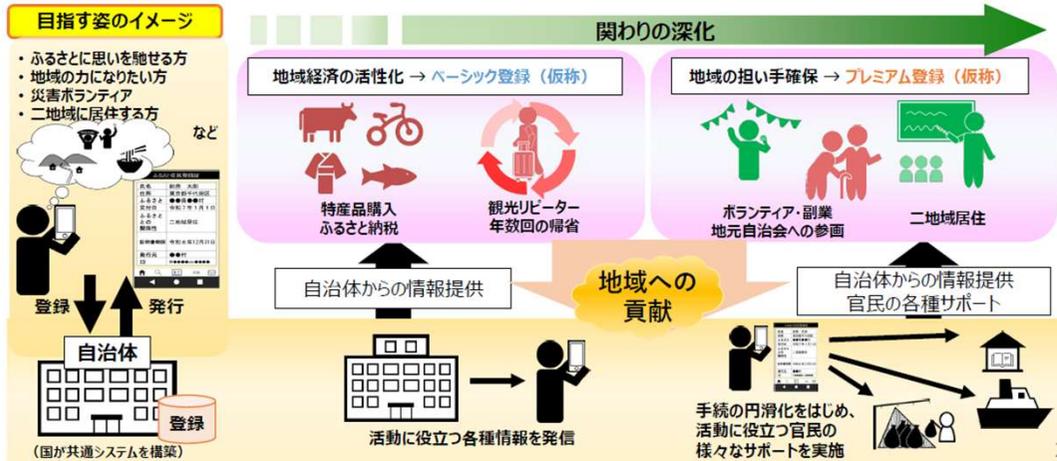
令和8年1月8日
ふるさと振興部
地域振興室

【ふるさと住民登録制度に係る国の動き】

ふるさと住民登録制度

未定稿

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。



(令和7年11月25日 総務省地域力創造グループ地域情報化企画室 説明資料)

「ふるさと住民登録制度の創設（3.5億円）」が盛り込まれた国の補正予算が、令和7年12月17日成立。

内容：誰もがスマホのアプリで簡単・簡便に関心のある自治体に登録し、担い手活動等を通じて関わりを深められるよう、自治体における効果的な取組の推進に向け、モデル事業を実施。

【市町村の皆様をお願いしたいこと】

ふるさと住民登録制度の活用を踏まえた関係人口の拡大施策推進にあたり、令和8年度は市町村と連携した取組を検討しているので、よろしくお願いします。

連携イメージ

- ・ 岩手の関係人口施策のブランド化
- ・ 連携会議や機運醸成シンポジウムの開催
- ・ ふるさと納税における県と市町村との共通返礼品の造成

【資料 10】

ふるさと振興部市町村課からの 情報提供

ふるさと振興部

資料10 ふるさと振興部市町村課からの情報提供

- (1) 市町村の人材確保支援の取組状況について
- (2) 会計年度任用職員の処遇について
- (3) 統一的な基準による財務書類等の作成について
- (4) ふるさと納税に係る指定基準の遵守について
- (5) いわての市町村の第三セクターの状況について

【資料10】 (1) 市町村の人材確保支援の取組状況について

1 複数の市町村による職員の共同採用

(1) 実施スケジュール

現時点で、第2回の共同選考まで実施。
(第3回は募集まで終了)

	募集期間	一次審査日 (共同選考採用)	
		沿岸地域	県北地域
第1回	5/26 (月) ~ 6/30 (月)	7/26 (土)	7/27 (日)
第2回	8/25 (月) ~ 9/30 (火)	10/25 (土)	10/26 (日)
第3回	11/25 (火) ~ 12/26 (金)	1/24 (土)	1/25 (日)

(2) 実施市町村

沿岸及び県北地域の市町村

(3) 募集職種

保健師、土木職

(4) 応募状況

第1回募集

- 応募人数 延べ7人 (実数6人)
- 応募市町村 宮古市、大船渡市、釜石市、住田町、久慈市、二戸市、普代村、九戸村

第2回募集

- 応募人数 実数1人
- 応募市町村 一戸町

2 インターン受入支援

県内33市町村のインターン受入情報 (受入カリキュラム (体験内容)、実施期間、問い合わせ窓口等) を取りまとめ、県内5大学 (岩手大、県立大、盛岡大、富士大、保健医療大) 及び県内3専門学校 (上野法律ビジネス専門学校、大原学園、MCL盛岡公務員法律専門学校) に情報提供したほか、県ホームページにも情報を掲載。

また、インターンを実施したことがない市町村が円滑に受入手続きを行うことが出来るよう、大学等と調整のうえ、受入手続きに必要なとなる書面の統一的な参考様式を作成して市町村に展開したほか、インターン受入のカリキュラム例などについて情報提供。

【市町村におけるインターン受入実績】

	R7 (9月末時点)	R6 (通年)
大学生	98	147
短大・専門学校生	44	19
高校生	72	106
その他	12	42
計	226	314

・ R6通年の受入数と比較すると、「短大・専門学校生」は、R7.9月末時点で、すでにR6を上回る実績。
・ 普代村や野田村は、これまでインターンを受け入れたことがなかったが、県の資料を見た学生から問い合わせがあり、今年度初めてインターンを実施。

3 専門学校での市町村業務説明に関する機会の創出

公務員を志望する学生に対し、受験のきっかけの一つとしてもらうため、盛岡市内の公務員専門学校に各市町村職員が出向いて、自団体の魅力をPRする業務説明会を開催。

専門学校名	実施日時	説明する市町村
上野法律ビジネス専門学校	令和7年5月14日（水）	釜石市、西和賀町、野田村
大原ビジネス公務員専門学校盛岡校	令和7年5月23日（金）	一関市、住田町、九戸村
MCL盛岡公務員法律専門学校	令和7年6月3日（火）	大船渡市、久慈市、葛巻町、田野畑村

4 岩手県内市町村職員合同就職セミナー

県内の市町村が一堂に会する合同就職セミナーを以下のとおり開催。

開催日 令和7年11月3日（月・祝）

場所 キオクシアアイーナ

参加市町村 28団体 来場者数 約250人

【参加者の声】

- ・各市町村の話の詳細を聞くことができた。細かい事でも聞くことができた。
- ・興味のなかった地域の事も興味が湧いてきて、より就活に気合いが入った。



5 県と市町村との意見交換会（第1回）

市町村が持続可能で安定的に行政サービスを提供することができるよう、目指す姿（人材マネジメントに必要な4要素「①人材確保、②人材育成、③職場環境の整備、④適正配置・処遇」を有機的に連動させ、組織力向上の好循環に繋げる）を全県で共有しつつ、人事行政上の課題を把握するため、8月下旬から9月上旬にかけて、市町村との意見交換を実施。

8月21日 盛岡・県南地域（実地・オンライン）、8月26日 県北地域（実地）、9月2日 沿岸地域（実地）

※ 全てに岩手県立大学 役重准教授も参加

6 今後（令和7年度）の取組予定

（1）県と市町村との意見交換会（第2回）

令和8年度に向けた、共同人材確保施策の改善案や人材育成等施策に係る意見交換の実施とあわせて、岩手県立大学との共催により、官民の人事担当者を主な対象として、外部有識者を招いた人材育成等に関する公開シンポジウムを開催。

○令和8年1月14日（水）公開シンポジウム

会 場：盛岡という星で BASE STATION

テーマ：官民・広域連携で取り組む人材育成推進シンポジウム～組織力向上を支える“地域内人材循環モデル”～

内 容：基調講演 横山暁一 NPO法人MEGURU代表理事／合同会社en. to代表社員
パネルディスカッション 人材育成に取り組んでいる民間団体、市町村の職員等

詳細は別紙のとおり

○令和8年1月15日（木） 県と市町村との意見交換会

内 容：令和8年度の共同人材確保施策、人材育成等施策について

官民・広域連携で取り組む

人材育成推進シンポジウム

～組織力向上を支える”地域内人材循環モデル”～

人材育成

「地域の人事部」で革新的な活動を展開されている、長野県塩尻市のNPO代表 横山 暁一 様をお招きし、シンポジウムを開催いたします。

「官民連携・広域連携で取り組む”岩手型の人材育成”を目指し、講師やパネラーのみならず、参加者全員でじっくり意見交換しながら、課題と方向性を共有し、今後の方向性を考えます。

令和8年1月14日（水）

14:00～17:15（開場13時半）

会場：盛岡という星で BASE STATION

岩手県盛岡市菜園1-8-15 パルクアベニュー・カワクcube-II 地下1階
+オンライン（Zoom）会場併催

◆基調講演

横山暁一（よこやまあきひと）NPO法人MEGURU代表理事／合同会社en.to代表社員

◆内容（予定）

基調講演（横山様）、事例発表（県内民間団体、市町村）、意見交換
コーディネーター：岩手県立大学総合政策学部 役重 眞喜子 准教授

◆参加お申込み

- ・ 定員 参集会場 40名、オンライン会場 100名
- ・ 募集対象者 県内市町村 人事所管課 職員育成関係業務担当者
県関係職員、希望する県内関係民間団体・NPO法人等
- ・ 申込方法 下記ホームページからお申込み下さい。**1次/切：12/19（金）**
- ・ 懇親会 閉会后、懇親会を開催します（参加費@5,000円程度の予定）。

主催：  岩手県 共催：  岩手県立大学

事務局：岩手県市町村課行政担当（高橋） HP <https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/shichouson/1076876/1091956.html>

この事業はJST（科学技術振興機構）のCOI-NEXTによる研究プログラムを活用しています



ご登壇予定の皆様

横山 暁一 氏



- NPO法人MEGURU 代表理事
- パーソルキャリア（株）で法人企業の人事支援を経験後、2019年より副業で塩尻市地域おこし協力隊として塩尻商工会議所に所属。地元中小企業の採用課題の解決などに取り組む。2020年NPO法人MEGURUを設立。

戸塚 絵梨子 氏



- 株式会社パソナ東北創生 代表取締役
- 2011年の東日本大震災発生から被災地でのボランティア活動に取り組む。2013年にパソナに復職後、1年間ボランティア休職を取得し釜石市で支援活動を行いながら継続した地域との関わり方を模索する。社内起業制度を活用し、2015年にパソナ東北創生を岩手県釜石市に設立。

早川 輝 氏



- NPO法人みやっこベース 理事長
- 2013年2月、任意団体「ユースみやっこベース」を設立。2015年9月に「NPO法人みやっこベース」として法人化。8年間に渡り、「若者が活躍できるまち・宮古」をテーマに、まちづくりに励んでいる。

三井 俊介 氏



- 認定NPO法人SET 理事長
- NPO法人高田暮舎理事・一般社団法人幸せなコミュニティつながり実践研究所理事・NPO法人miraito理事。新公益連盟北海道・東北ブロック代表。元岩手県陸前高田市議・岩手県総合計画審議会委員。大学院に通いながら大学教鞭もとり、政策起業家研究のアウトプットをおこなう。2022年3月に「政策起業家が社会を変える」出版。

【資料10】

(2) 会計年度任用職員の処遇について

○令和6年6月に、国の期間業務職員について、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたところであり、各団体においても、地域の実情等に応じつつ、適切に対応いただきたい。

○常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、普通交付税算定に会計年度任用職員の給与分も含まれていることから、適切に対応いただきたい。

【資料10】

(3) 統一的な基準による財務書類等の作成について

- 統一的な基準による財務書類の作成・更新について、国の経済財政諮問会議等のKPIとして、「『決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数』を『令和7年度までに全団体』」とするとされている。
- 令和5年度決算までの財務書類は、県内全市町村において作成・更新いただいたところであり、令和6年度決算についても、令和7年度中に確実に作成・更新いただくよう、関係事務を進めていただきたいこと。

【資料10】

(4) ふるさと納税に係る指定基準の遵守について

【背景】

- ・ ふるさと納税に関する指定基準に違反したとして、**指定が取り消される事案が他県で発生。** (R7.6月に2件、9月に4件)
- ・ R7.9月末でふるさと納税の寄附に対するポイント付与が禁止されることを受け、R7.9月に駆け込みによる寄附が増加。
自治体によっては、駆け込みの反動による寄附額の落ち込みにより、現指定期間 (R7.10.1- R8.9.30) の募集費用総額が、5割以下基準を超過するおそれ。

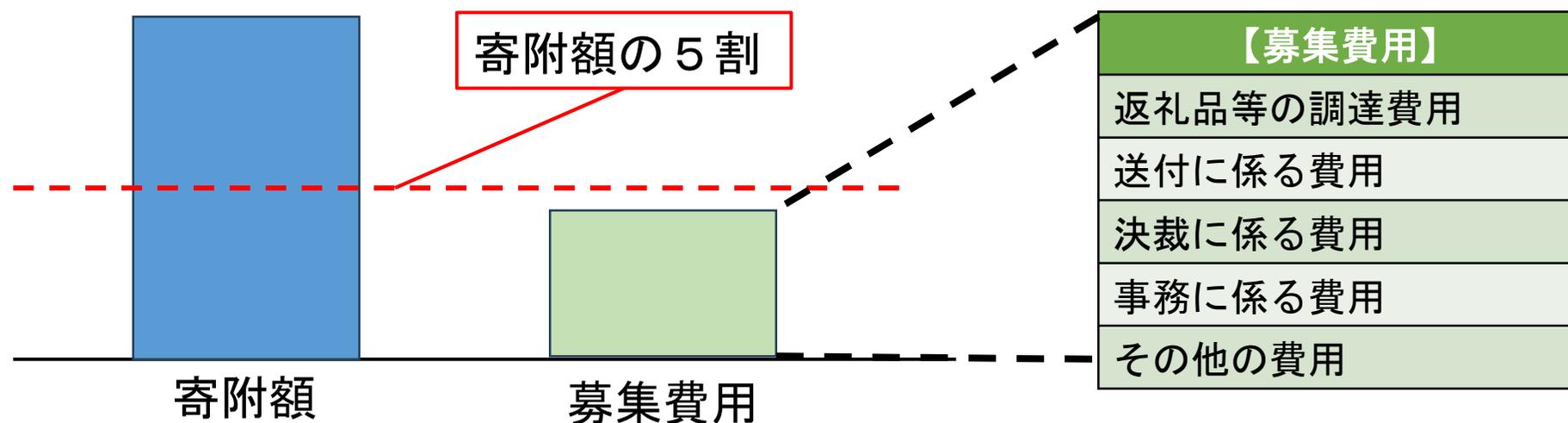


【ご留意いただきたい事項】

- ・ **指定取消しになると、2年間ふるさと納税による寄附を受けられなくなり、財政運営に多大な影響を与えることから、指定基準の順守を徹底いただきたいこと。**
- ・ 様々な指定基準 (返戻品3割以下基準、地場産品基準、募集費用総額5割以下基準など) があるが、**特にも、「募集費用総額5割以下基準」を超過することがないように意識いただきたいこと。**

【参考】 募集費用総額 5 割以下基準について

- 指定対象期間における寄附金の募集に要する費用の合計額を寄附金受領額の 5 割以下とする。（総務省告示第 2 条第 2 号）
- 令和 5 年 10 月 1 日以降は、基準が厳格化し、募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用の全てを寄附金受領額の 5 割以下とする必要がある。



【資料10】 (5) いわたの市町村の第三セクターの状況

1. 調査概要

- 総務省では、第三セクターに対する市町村等の出資状況や経営等の状況を隔年で調査し、公表している。
- 県ではこの調査を基に、**県内市町村における第三セクターの状況（令和7年3月31日現在）をとりまとめ**、令和7年12月に公表したところ。

2. 調査結果

- **経常損益額は833百万円の黒字**と、前回調査（令和5年3月31日現在）から増加したものの、**一部の法人**では、**多額の経常赤字**を計上したり、**市町村から多額の補助**を受けるなど、依然として厳しい経営状況が続いている。

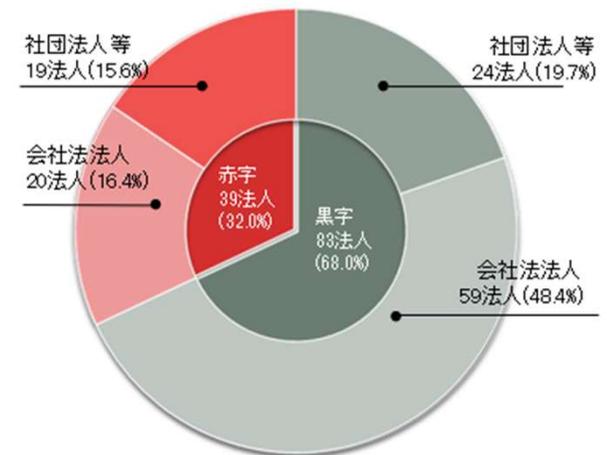
経常損益の状況

単位：百万円

法人区分	R6			R4		
	法人数	割合	経常損益	法人数	割合	経常損益
黒字	社団法人等	24	19.7%	23	19.0%	205
	会社法法人	59	48.4%	44	36.4%	983
	小計	83	68.0%	67	55.4%	1,188
赤字	社団法人等	19	15.6%	20	16.5%	▲ 179
	会社法法人	20	16.4%	34	28.1%	▲ 381
	小計	39	32.0%	54	44.6%	▲ 560
合計	122	100.0%	833	121	100.0%	628

増加

【法人区分別 経常損益の状況】



2. 調査結果（続き）

- **債務超過が発生**している法人は、前回調査から2法人減少したものの、**9法人**となっている。
- なお、債務超過が発生し、かつ、市町村から損失補償、債務保証、貸付けのいずれかを受けている場合は、市町村において経営健全化方針を策定し、取組状況を公表することとされている。

3. 留意いただきたい事項

- 第三セクターは、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、**経営が著しく悪化した場合には、市町村の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念**されることから、市町村におかれては、**第三セクターの経営状況に留意**いただきたいこと。
- **経営健全化方針を策定済の市町村**におかれては、**債務超過の解消に向けた取組を推進**いただくとともに、経営健全化方針の策定に該当しない市町村におかれても、**経営悪化等により該当することのないよう留意**いただきたいこと。

純資産又は正味財産(債務超過)の状況（※「金額」欄の▲が債務超過額） 単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている(債務超過)法人		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
社団法人等	43	42	34.4 %	7,636	1	0.8 %	▲ 24
会社法法人	79	71	58.2 %	14,292	8	6.6 %	▲ 801
合計	122	113	92.6 %	21,928	9	7.4 %	▲ 825
R4	121	110	92.5 %	21,708	11	7.5 %	▲ 903
増減	1	3	0.1 pt	220	▲ 2	▲ 0.1 pt	▲ 78

市町村からの借入金残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	貸付金残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	43	1	0.8 %	35
会社法法人	79	5	4.1 %	742
合計	122	6	4.9 %	777
R4	121	5	4.1 %	498
増減	1	1	0.8 pt	279

損失補償契約に係る債務残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	損失補償契約に係る債務残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	43	1	0.8 %	100
会社法法人	79	3	2.5 %	111
合計	122	4	3.3 %	211
R4	121	6	5.0 %	679
増減	1	▲ 2	▲ 1.7 pt	▲ 468

【資料 11】

市町村と県との連携による
新たな若者・女性向けU・Iターン支援
給付制度(案)について

商工労働観光部

市町村と県との連携による新たな若者・女性向けU・Iターン支援給付制度(案)について

若者・女性の本県へのU・Iターンに対する支援を一層強化し、社会減の改善に資するため、東京圏を対象地域とする現行の「いわて若者移住支援金」に代わり、**令和8年度から、市町村と県との連携により、全国を対象地域とする新たな給付制度を導入**する方向で調整を進めていますので、**各市町村におかれては、積極的に導入くださいますようお願いいたします。**

◆移住支援金・いわて若者移住支援金

名称	対象	支給金額 (基本)
移住支援金 (国)	東京23区に在住・在勤 (5年以上)	世帯：100万円 単身：60万円
いわて若者 移住支援金 (県)	県内転入時 39歳以下 で、次の いずれか に該当 ① 東京圏 (東京・神奈川・千葉・埼玉)に 在住 (5年以上) ② 東京圏の大学等 を卒業・修了(3年以内)	①世帯：25万円 単身：15万円 ②一律 15万円

<現状と課題>

- ・20～24歳は、東北（宮城以外）を除く**全国各地域**に対して**転出超過**。転出超過の**6割は女性**
- ・高校生の**県外進学率は7割**で、関東・東北など**東日本を中心に全国へ流出**（拡散）。その多くは**県外に就職**
- ・各市町村では、労働力不足、**地域づくりの担い手不足**が深刻化しており、**それぞれの地域が若者・女性から選ばれるようにするための取組の強化**が求められている
- ・これらの状況から、**県と市町村が一体**となり、東京圏のみならず、**全国から広く若者・女性のU・Iターンを支援**することを発信し、移住を促すことが不可欠

【今後の展開（案）】

東京圏向けの若者移住支援金を令和7年度限りとする



市町村と県との連携により、全国を対象とした若者・女性向けのU・Iターン支援給付制度を新たに創設（令和8年度から施行）

《経過及び今後のスケジュール》

時期	内容
令和7年10～12月	・市町村との意見交換①（10月） ・市町村への意向調査 ・市町村との意見交換②（12月）
～令和8年1月末	・新制度の確定、市町村への情報提供 ・各市町村における予算措置等の状況確認
～令和8年3月末	・県補助要綱改正、県実施要領策定 ・各市町村における実施要領策定作業
令和8年4月	・新制度開始

【資料 12】

I L C（国際リニアコライダー）に 関する最近の状況

I L C 推進局

ILC（国際リニアコライダー）推進に関する取組状況

県・市町村トップミーティング
令和8年1月8日
岩手県ILC推進局

ILC計画に係る動き

➤ K E Kがタイムライン公表

- ・ 2023(令和5)年4月 K E K（高エネルギー加速器研究機構）は、欧州FCC-ee及び素粒子物理戦略の結論が出る2025年がILC誘致判断のタイミングであることに加え、2030年頃を建設開始とするタイムラインを公表

➤ 欧州の加速器計画（FCC-ee）

- ・ 2025(令和7)年3月 可能性調査の報告、次期欧州素粒子物理戦略への意見提出 同6月オープンシンポジウム開催
同12月 同戦略の草案でFCC-eeが推奨、優先代替案として実験規模を縮小したFCC-eeが提案
2026(令和8)年5月 同戦略の更新見込み
＜次期欧州素粒子物理戦略に対する研究者の意見（ILC関連）＞
 - ◆高エネルギー委員会……………ILCをグローバルプロジェクトとして実現するための努力を優先
 - ◆IDT(国際推進チーム)……………ILCの建設コストは約1.4兆円（2017年の8,000億円の試算から1.7倍）

➤ 米国はFCC-eeにシフト

- ・ P5報告書以後の動きとしては、米国エネルギー省(DOE)が、省内のヒッグスファクトリーに関する組織を「ヒッグスファクトリーサーキュラーコライダー組織（HFCC）」に改編するなど米国の体制がFCCにシフトしている。

➤ 中国の加速器計画（CEPC）

- ・ 検出器TDR完成 ・ **次期5か年計画(2026～2030)への提案は見送りの方向**

➤ 国内の動き

- ・ 令和8年度概算要求では10.5億円(今年度と同額)要求されている。
- ・ 超党派国会議連の新役員人事（会長：大野敬太郎衆議院議員 副会長：階猛衆議院議員）が決定(R7.11.26)

ILCに対する世界的な議論をリードするため、国内の議論を加速させ、**1日も早い日本政府の前向きな判断を後押しするための国民的な機運醸成の必要性**が高まっている。

県の取組（R7県当初予算案1.1億円）

◆ ILC実現に向けた取組

- 国への要望の推進 ILC関連予算の確保、国家プロジェクトとしての省庁横断による推進を要望
- 建設候補地としての研究者の取組支援 受入態勢整備等の取組の推進(東北ILC事業推進センターとの連携) 等
- 国民・県民理解の増進 「大阪・関西万博」の機会を活用した電車内広告等の情報発信

◆ ILCプロジェクトの推進

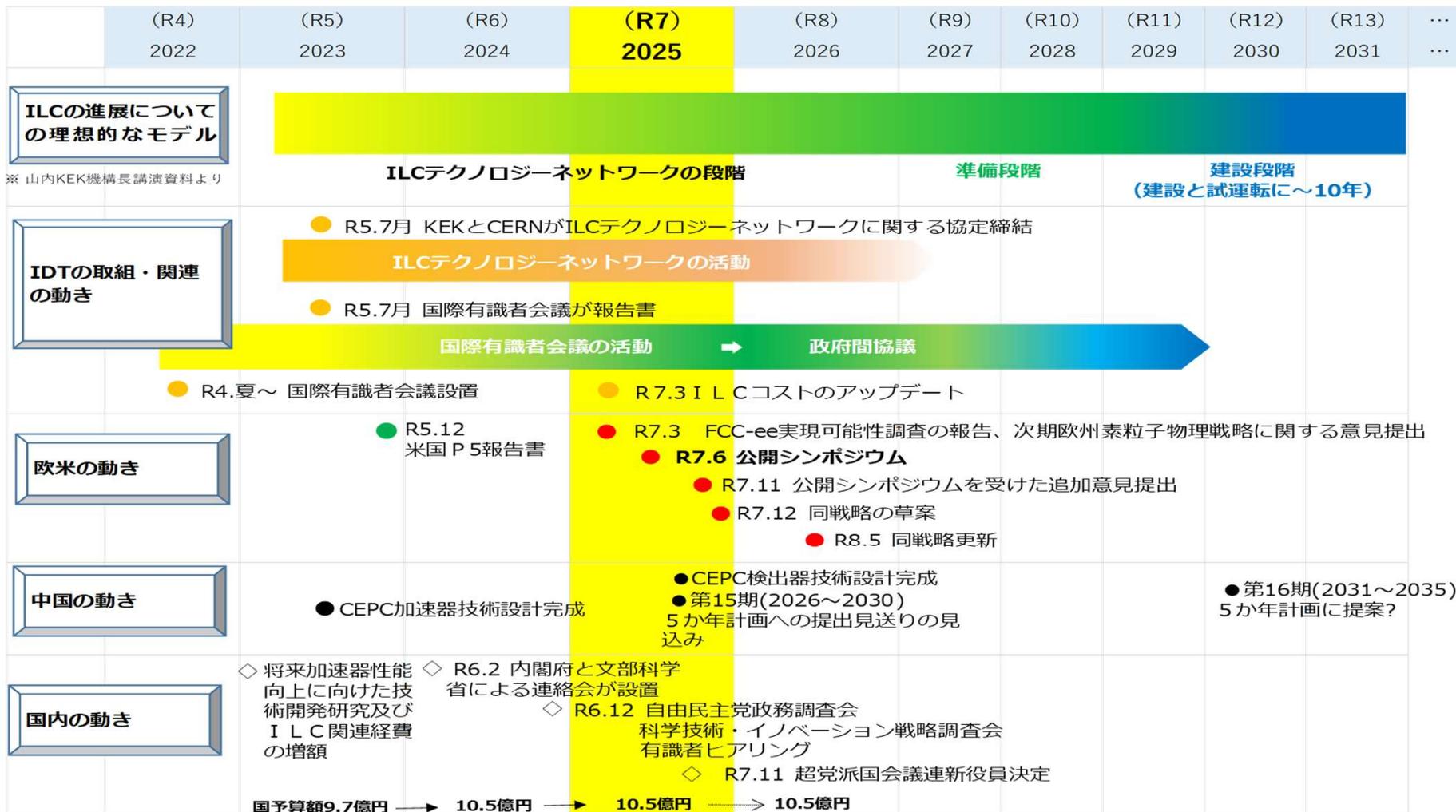
- **拡充** 県内企業の加速器関連分野の受注増大に向け、加速器コーディネーター等による関東、関西方面の活動を強化
- グリーンILCの理念の普及や取組の理解促進、高校生向けの講演会やコンテスト、小中学生に向けた出前授業の実施

ILC全体のタイムラインとIDTの取組



【ILC全体のタイムラインとIDTの取組】

(ILCの進展についての理想的なモデル) (成功志向で大きな事故がないことを前提にしている)



国内外の研究者による公表資料及びLCWS2024 (R6.7.8-11) 関係資料等から作成

日本、欧州、中国の3つの計画が同時に進められる中、ILCに対する世界的な議論をリードするため、国内の議論を加速させること、1日も早い日本政府の前向きな判断を後押しするための国民的な機運醸成を図ることが必要である。



ILC (国際リニアコライダー)

- ・日本 (北上山地) が建設候補地となっている直線型の衝突加速器
- ・全長20 km、建設費1兆3,765億円



FCC-ee (将来円形衝突型加速器)

- ・CERNで検討されている円形型の大型加速器
- ・全長 (周長) 約91km、建設費170億米ドル (1\$145円換算で2兆4,650億円)
- ・実現可能性調査が2025年3月に報告済
- ・**2025年12月の次期欧州素粒子物理戦略の草案ではFCC-eeを推奨、優先代替案は、縮小版FCC-ee**



CEPC (円形大型衝突加速器)

- ・中国科学院の附属研究機関である**高能物理研究所 (IHEP)** が計画中の、電子と陽電子を衝突させる**円形の大**型衝突型加速器で、**全長 (周長) 100km**を想定
- ・**次期5か年計画(2026~2030) への提案は見送りの方向**



P5報告書(2023)
いずれかのプロジェクトを
支援

エネルギー省(DOE)
ヒッグスファクトリーに関する
組織を「ヒッグスファクトリー
サーキュラーコライダー組織
(HFCC)」に改編

【資料 13】
令和 8 年度当初予算
要求概要について

総務部

令和8年度 岩手県一般会計 当初予算要求の概要

令和7年12月25日
総務部 財政課

県では、現在、令和8年度当初予算の編成作業を進めていますが、各部局から提出された令和8年度一般会計当初予算要求の概要を取りまとめましたので公表します。

(単位:百万円、%)

部 局 名	令和8年度当初予算要求額		令和7年度当初予算額		増 減 額		増 減 率	
	①	うち震災対応分	②	うち震災対応分	①-②	うち震災対応分	①/②	うち震災対応分
政 策 企 画 部	768	10	750	9	18	0	2.4	3.2
総 務 部	172,056	1,030	171,415	1,017	641	13	0.4	1.3
復 興 防 災 部	2,838	380	2,896	430	△57	△50	△2.0	△11.6
ふるさと振興部	22,379	152	19,431	152	2,948	0	15.2	0.2
文化スポーツ部	3,160	1	2,450	1	710	0	29.0	0.0
環境生活部	14,898	39	10,223	54	4,675	△15	45.7	△27.8
保健福祉部	149,265	416	138,954	779	10,312	△364	7.4	△46.7
商工労働観光部	91,925	14,651	96,190	18,354	△4,265	△3,702	△4.4	△20.2
農 林 水 産 部	57,701	944	54,883	1,167	2,817	△222	5.1	△19.0
県 土 整 備 部	80,372	13,315	77,276	6,564	3,097	6,751	4.0	102.9
I L C 推 進 局	243	106	244	108	△1	△2	△0.4	△1.7
警 察 本 部	31,916	—	29,968	—	1,949	—	6.5	—
教 育 委 員 会	137,274	1,258	124,302	1,289	12,971	△31	10.4	△2.4
各 局 ・ 各 委 員 会	3,595	—	3,960	—	△365	—	△9.2	—
計	768,390	32,302	732,942	29,923	35,448	2,379	4.8	8.0

(留意事項)

- 1 上記金額は、各部局から令和7年11月19日に提出された予算要求額について整理したものです。2月県議会定例会への提案に向けて、今後、予算編成作業を進めてまいります。
- 2 各項目について、表示単位未満を四捨五入しておりますので、内訳と合計は一致しない場合があります。

【問い合わせ先】

財政課 細川・宮田(電話:019-629-5091)

令和8年度当初予算編成における重点事項に係る主な要求事業

【重点事項1】人口減少対策の強化

・いわて関係人口拡大ムーブメント推進事業費 10.5百万円【新規】〔ふるさと振興部〕

「ふるさと住民登録制度」に呼応した関係人口の拡大を図るため、官民協働によるネットワーク形成などに取り組みます。

・固定的性別役割分担意識解消促進事業費 5.7百万円【R7当初予算額:3.1百万円(+2.6百万円)】〔一部新規〕〔環境生活部〕

企業や地域等における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスについての気づき・見直しを促すための意識啓発に取り組みます。

・いわてで家族になろうよ未来応援事業費 129.0百万円【R7当初予算額:108.0百万円(+21.0百万円)】〔保健福祉部〕

新婚世帯の新居住居費用等の支援に要する補助など、市町村が実施する少子化対策の取組を支援します。

・いわて暮らし応援事業費 216百万円【R7当初予算額:210.8百万円(+5.2百万円)】〔一部新規〕〔商工労働観光部〕

就職マッチングサイトの運営や移住支援金の支給など、移住支援の取組を推進します。

・インバウンドぐるっと県内周遊促進事業 51.2百万円【R7当初予算額:15.3百万円(+35.9百万円)】〔一部新規〕〔商工労働観光部〕

インバウンドプロモーションを展開するとともに、県北・沿岸地域を含んだ県内周遊を促進し、本県への誘客促進、交流人口の拡大に取り組みます。

・多様な農業人材確保推進事業費 6.8百万円【R7当初予算額:6.4百万円(+0.4百万円)】〔一部新規〕〔農林水産部〕

地域農業の中核となる経営体の雇用を確保するため、多様な農業人材と農業法人等との効果的なマッチングを促進します。

・県産養殖サーモンブランド化推進事業費 12.7百万円【新規】〔農林水産部〕

県外での知名度向上を図るため、生産・加工・流通分野が一体となった県産養殖サーモンのPR等に取り組みます。

・若者・移住者空き家住まい支援事業 6.7百万円【R7当初予算額:3.9百万円(+2.8百万円)】〔県土整備部〕

空き家の活用を通じ、住まいの確保、地域振興を図るため、若者等を受け入れる賃貸住宅の整備等に要する経費を補助する市町村を支援します。

・多様な学び推進事業費 7.1百万円【新規】〔教育委員会〕

不登校生徒の教育機会の確保のため、多様な学びの教育環境の充実に向けた検討等に取り組みます。

【重点事項2】GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

- ・**再生可能エネルギー導入促進事業費 162.5百万円【R7当初予算額:137.9百万円(+24.6百万円)】**〔一部新規〕〔環境生活部〕
エネルギーの地産地消に向け、事業者の自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費等を補助します。
- ・**水素利活用推進事業費 14.0百万円【R7当初予算額:7.4百万円(+6.6百万円)】**〔環境生活部〕
水素利活用を促進するため、モデル構築に向けた調査や事業者間のマッチング、県民・事業者への理解促進等に取り組みます。
- ・**いわてみどりの食料システム戦略推進事業費 56.0百万円【R7当初予算額:45.8百万円(+10.2百万円)】**〔一部新規〕〔農林水産部〕
環境にやさしい省力的な栽培体系への転換や有機農業などを地域ぐるみで行う取組を支援します。
- ・**高温登熟耐性水稻品種開発加速化プロジェクト事業費 15.3百万円【R7当初予算額:3.0百万円(+12.3百万円)】**〔一部新規〕〔農林水産部〕
二期作が可能な沖縄県と連携し、高温登熟耐性を持つ県オリジナル水稻品種の早期開発に取り組みます。
- ・**高収益園芸作物DX・GX導入実証事業費 12.5百万円【R7当初予算額:9.5百万円(+3.0百万円)】**〔農林水産部〕
農作物の有利販売につながる環境負荷低減技術のモデル実証を通じ、高収益作物への作付転換を推進します。
- ・**森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 776.9百万円【R7当初予算額:740.4百万円(+36.5百万円)】**〔農林水産部〕
グリーン成長を実現するため、事業主体が行う路網整備や搬出間伐、高性能林業機械等の導入などを支援します。
- ・**水産環境整備事業費 522.0百万円【R7当初予算額:366.0百万円(+156.0百万円)】**〔農林水産部〕
水産資源の増大、水産物の安定供給を図るため、アワビやヤリイカなど水産動植物の生息場となる藻場等を造成します。
- ・**県立図書館管理運営費 226.3百万円【R7当初予算額:223.8百万円(+2.5百万円)】**〔教育委員会〕
県立図書館の適切な管理運営に加えて、開架書架、閲覧机及び展示ケースの照明のLED化を推進します。

【重点事項3】DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

・庁内基幹業務システム整備事業費 310.8百万円【R7当初予算額:49.5百万円(+261.3百万円)】〔ふるさと振興部〕

業務の効率化やテレワークの推進に向けた最適化を図るため、新たな基幹業務システムを整備します。

・生成型AI利活用基盤構築事業費 3.7百万円【R7当初予算額:2.5百万円(+1.2百万円)】〔ふるさと振興部〕

多様・複雑化する行政需要に対応し、持続的な行政サービスを提供するため、生成型AI利用環境を整備します。

・いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費 17.4百万円【R7当初予算額:16.0百万円(+1.4百万円)】〔環境生活部〕

多様で柔軟な働き方の推進及び所得向上のため、デジタル分野で即戦力として活躍できるいわて女性デジタル人材の育成・就労支援に取り組みます。

・中小企業デジタル化支援事業費 7.8百万円【R7当初予算額:5.4百万円(+2.4百万円)】〔商工労働観光部〕

県内中小企業のデジタルツールによる生産性向上や高等教育機関のAI技術促進に係る開発等の取組を支援します。

・高収益園芸作物DX・GX導入実証事業費 12.5百万円【R7当初予算額:9.5百万円(+3.0百万円)】〔農林水産部〕

水田におけるスマート農業技術等の組み合わせによる収益性向上のモデル実証を通じ、高収益作物への作付け転換を推進します。

・マーケットイン型サーモン養殖推進事業費 8.4百万円【R7当初予算額:3.3百万円(+5.1百万円)】〔農林水産部〕

高品質かつ高水温等気候変動に対応した新種苗の開発や、ICTの活用等による種苗の効率的な生産体制の構築を推進します。

・いわて教育情報ネットワーク運営費 2,021.1百万円【R7当初予算額:393.3百万円(+1,627.8百万円)】〔一部新規〕〔教育委員会〕

学習の質の向上や学級・学校運営の負担軽減を図るため、県立学校における通信ネットワークの改修や教職員用端末の更新等を行います。

・公立学校情報機器整備事業費 2,363.3百万円【R7当初予算額:992.3百万円(+1,371.0百万円)】〔教育委員会〕

GIGAスクール構想により整備された義務教育段階の公立学校における児童生徒1人1台端末の更新等を行います。

・AIを活用した英語教育強化事業費 15.0百万円〔新規〕〔教育委員会〕

グローバル人材の育成のためAIを活用した英語教育を強化し、県立高校生徒等の英語力の向上を図ります。

【重点事項4】安全・安心な地域づくり

・災害情報システム整備事業費 225.6百万円〔新規〕〔復興防災部〕

国・県・市町村間の災害情報共有機能を強化し、県民に災害情報を適切に提供するため、新たな災害情報システムを整備します。

・消防力強化事業費 9.1百万円【R7当初予算額:2.2百万円(+6.9百万円)】〔一部新規〕〔復興防災部〕

女性や若者を対象に消防団への加入を促進するとともに、林野火災警報及び注意報の制度周知に取り組みます。

・指定管理鳥獣対策事業費(ツキノワグマ総合対策) 201.4百万円【R7当初予算額:56.1百万円(+145.3百万円)】〔一部新規〕〔環境生活部〕

ツキノワグマによる人身被害防止のため、生息数の調査や個体数管理のための捕獲、市町村に対する緊急銃猟に要する経費への補助等を行います。

・鳥獣被害防止総合対策事業費 482.7百万円【R7当初予算額:415.7百万円(+67.0百万円)】〔一部新規〕〔農林水産部〕

野生鳥獣による農作物被害の防止のため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵設置、地域ぐるみの被害防止活動等に要する経費への補助等を行います。

・農村地域防災減災事業費 855.7百万円【R7当初予算額:855.3百万円(+0.4百万円)】〔農林水産部〕

農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施します。

・林野火災予防対策事業費 48.6百万円【R7当初予算額:8.3百万円(+40.3百万円)】〔一部新規〕〔農林水産部〕

森林を林野火災から守るため、林野火災予防の広報宣伝、地域活動支援、初期消火資機材の配備を行います。

・漁港施設機能強化事業費 287.4百万円【R7当初予算額:145.8百万円(+141.6百万円)】〔農林水産部〕

今後発生が想定される地震・津波又は高波に対する漁港機能の向上を図るため、防波堤等を整備します。

・地域連携道路整備事業費 6,954.4百万円【R7当初予算額:6,194.7百万円(+759.7百万円)】〔県土整備部〕

災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路などを整備します。

・急傾斜地崩壊対策事業費 334.8百万円【R7当初予算額:174.0百万円(+160.8百万円)】〔県土整備部〕

急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、擁壁等の整備を実施します。